

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律 ～法律の施行準備状況等について～

法務省大臣官房司法法制部
部付検事 内 堀 宏 達

1 認証制度の概要

(1) 認証の意義

民間紛争解決手続（＝民間事業者が行う調停、あっせん等の和解の仲介の手続。法第2条第1号）の業務を行う者の申請に基づき、法務大臣が、当該業務が法令の定める一定の基準・要件に適合しているかどうかを審査判断し、適合していると認められる場合に認証

(2) 制度の概要 【別紙1】

(3) 制度開始時期

法律施行：平成19年4月1日

⇒施行と同時に認証申請の受付を開始

2 これまでの準備状況等

(1) 政省令の公布（平成18年4月28日）

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行令

（平成18年政令第186号）

：欠格事由の審査の対象となる使用人の範囲等について規定

◇裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律施行規則

（平成18年法務省令第52号）

：認証申請書の記載事項，添付書類等の手続的事項等を規定

(2) 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の実施に関するガイド
ライン (平成18年6月20日制定)

◇目的：認証の申請等に対する審査，認証紛争解決事業者に対する監督
及び不利益処分の基準等を明らかにする。

⇒法， 施行令及び施行規則を適切に実施し，認証紛争解決事業者
の業務の適正を図る。

◇内容：認証の基準等（法第6条関係），認証申請書及び添付書類（法第
8条関係）等

⇒認証制度は，ガイドラインにのっとり運用

3 今後の予定等

- ◇ 周知広報
- ◇ オンラインによる認証申請等を可能にするための措置
- ◇ 申請手数料その他
- ◇ 事前相談 等

4 認証取得の準備から取得までの概要

(1) 手続等の流れ 【別紙2】

(2) 基準・要件等 【別紙3】

認証制度の概要

第2章

認証紛争解決手続の業務

第1節 民間紛争解決手続の業務の認証

- 認証基準(6条)
 - (1)業務が1号~16号の基準に適合
 - (2)(1)の業務に必要な知識・能力・経理的基礎
- 欠格事由(暴力団員等)(7条)
- 手続 申請(8条)⇒法務大臣の審査⇒認証
※関係大臣への協議等, 認証審査参与員の意見

第2節 認証紛争解決事業者の業務

- (1)説明義務(14条)
- (2)暴力団員等の使用禁止(15条)
- (3)手続実施記録の作成保存(16条)

第3節 報告等

- 報告等
 - (1)事業報告書等の提出(20条)
 - (2)法務大臣の報告徴求・検査(21条)
 - (3)法務大臣による措置の勧告・命令(22条)
※民間ADRの特性の配慮
- 認証の取消し(23条)

情報の提供等

- 認証の公示(11条1項)
- 認証等の掲示(11条2項)
- 説明義務(14条)
- インターネット等による公表(31条)

ADRの
選択の目
安の提供

第3章
認証手続の
利用に係る特例

- 専門家による手続実施
- 時効中断(25条)
- 訴訟手続の中止(26条)
- 調停の前置に関する特
則(27条)

専門家活
用体制の
充実

権利の時
効消滅等
の不利益
を心配せ
ずにADR
に専念
できる環
境の整備

認証の申請・審査等の概要

- 業務の内容及びその実施方法の決定・見直し
- 体制整備, 手続実施者候補者の確保・育成等

事前相談

認証申請

(受理)

審査

意見聴取等

処分(認証)

情報公表

書面申請・オンライン申請

- ・認証の基準(法6条1~16号) + 知識・能力・経理的基礎
- ・欠格事由

- { 官報公示(法11条1項)
- { インターネット等(法31条)

